

第3回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議議事録

1 開会、閉会の年月日及び時刻

令和5年9月13日（水） 午後1時30分開会
午後4時30分閉会

2 会議開催の場所

教育委員会室及びオンライン

3 出席者

荒瀬克己座長、星野敦子副座長、秋山佳子委員、石井ナナエ委員、城川雅士委員、白井聡子委員、須藤明委員、戸ヶ崎勤委員、名越斉子委員、林文明委員、廣田拓也委員、星奈津美委員、堀田香織委員、三澤一実委員、渡辺大輔委員

4 発言の趣旨及び発言者

開 会

○司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第3回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、日吉教育長から御挨拶申し上げます。

○日吉教育長 皆様、こんにちは。

教育長の日吉と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、第3回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

8月7日に開催いたしました第2回の有識者会議でございますが、委員の皆様からは「次期埼玉県教育振興基本計画」の「埼玉教育の基本的な考え方」や「施策の展開」などにつきまして様々な御意見を頂戴いたしました。いただきました貴重な御意見を素案に反映させていただきまして、去る8月22日になりますけれども、知事や教育委員の方々と総合教育会議におきまして、この素案について御協議をいただきました。

会議の中では、知事や教育委員の方々に計画の方向性につきまして御理解をいただいた上で、基本理念の継承の考え方や計画全体に共通する二つの視点などにつきまして、必要な視点がしっかりと盛り込まれていることや分かりやすく整理されていることなど、一定の評価をいただいたところでございます。

これも各委員の皆様からいただきました御意見のおかげと受け止めておりまして、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

また、8月31日ですが、星野副座長をはじめワーキングチームの皆様にお集まりいただきまして、また改めて様々な御意見をいただきました。重ねて感謝申し上げます。

本日の会議では「次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について」を議題として、計画の「総論（案）」や「施策の展開（案）」などについて皆様から御意見をいただきたいと考えております。

施策の展開案では、施策の方向性や指標につきましても御意見をいただきたいと考えております。

皆様におかれましては、是非とも幅広い視点から御意見をいただき、本県の次期教育振興基本計画が充実したものとなりま

すよう、お知恵を拝借できればと考えております。本日は長時間になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、これより議事に移らさせていただきます。

議事の進行につきましては、設置要綱に基づきまして、荒瀬座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議 事

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

（１）「第１章総論」について

○荒瀬座長 荒瀬でございます。

それでは、議長を務めさせていただきます。皆さんどうぞ、議事の進行に御協力くださいますようお願いいたします。

本日は「次期埼玉県教育振興基本計画について」ということで皆様から御意見を賜りたいと思います。

前回の会議では、次期計画の骨格であります基本理念、計画全体に共通する視点、施策体系などが示されまして、様々な御意見を頂戴いたしました。

本日の資料では、御意見を踏まえた素案が示されているということでございます。先ほど教育長からもお話がございました。特に資料２といたしまして、施策ごとに「現状と課題」や「施策の方向性」が加えられ、また資料３として、新たに指標の候補が示されております。

この素案に対しまして、委員の皆様には、それぞれの御専門のお立場から、加えるべき視点や考慮すべき事項などにつきまして御意見をいただければと思います。

まず、先ほど御紹介がありましたが、８月31日に開催されましたワーキングチームにおいて、本日の議題について事前に御

検討いただいておりますので、その結果をワーキングチームのリーダーでいらっしゃる星野副座長から御報告いただきたいと思っております。

その後、会議を前半と後半の二つに分けて、前半を議題の1として、第1章総論について、後半を議題の2といたしまして、第2章施策の展開と第3章計画の推進に際してということで御意見を頂戴したいと思っております。

なお、前半の第1章総論につきましては、これまでに委員の皆様から御意見をいただいておりますので、本日の説明を受けて、新たに御意見のおありの方から伺ってまいりたいと思っております。

また、後半につきましては、ワーキングチームに御出席された委員の皆様からは、既に御意見をいただいているとお聞きしておりますので、まずはワーキングチーム以外の委員の皆様からお一人ずつ御意見を賜りたいと考えております。

その後、他の委員の御意見もお聞きになった上で、更に御意見がおありの方は、御発言をお願いしたいと思っております。

また、議題の1が終わった後、議題の2の事務局の説明の後での質疑応答の後で10分間程度の休憩を入れたいと思っております。ただ、全体、今日は長丁場でありますけれども、もしも早く終わるようなら、それをあえて伸ばすことはいたしませんので、早く終わりましたらそれはそれでよろしく願いいたします。

では、お待たせいたしました。星野副座長、ワーキングチームの御報告をよろしく願いいたします。

○星野副座長 承知いたしました。それでは、時間も限られておりますので、いただきましたたくさんの御意見、全て拾い切れていると言えないかもしれませんが、御説明をさせていただきます。

第2回のワーキングチームでは、事務局から資料について御説明を受けまして、その後、次期計画（素案）について大変活発に意見交換がされました。

第1章、総論については、おおむねよくまとめられているとの御意見が出され、その後特筆すべき御意見はございませんでした。

第2章、施策の展開については、委員から多くの御意見が出されましたので、主な御意見について御報告をさせていただきます。

ます。

まず、埼玉県学力・学習状況調査の実施、活用と指導方法の改善に関し、子供たちに直接アンケートを行い、貴重な機会であるので、質問し、調査の内容を常に見直しながら、そこから得られる知見と施策をつなげて推進する必要があるのではないかという御意見をいただきました。

また、グローバル化の進展に対応する力を育む教育の推進について、日本の競争力向上のためには、留学生などを引きつけることも不可欠であり、外国籍児童生徒や日本語を母語としない児童生徒が安心して学べる環境を提供するなど、個々の能力を最大限発揮できる共生社会を基礎とすることも求められている。また、日本語の指導の充実は、こうしたグローバル化に資するということを教員が意識できる形できちんと示したほうがよいという御意見をいただいております。

また、SDGsに関してでございますが、SDGsの実現に向けた教育の推進ということにつきまして、SDGsの先を見据え、これを実現したら世の中の課題が本当に解決するのだろうかという、問いを出していくような教育が必要なのではないかという御意見をいただいております。

また、人権教育の学習内容、指導方法の工夫、改善に関し、人権感覚育成プログラムをベースにソーシャルエモーショナルラーニング、SELという枠組みで、少し捉え直して取り入れてほしいという意見もございました。これにつきましては豊かな心を育む教育であるとかあるいはいじめの防止などにも、大変大きな影響を与えるのではないかとということです。

そしてキャリア教育、職業教育につきましては、急激な時代の変化とともに、職業がなくなったり、変わったりしていくと言われている時代で、働くことに興味を持つものなかなか困難なのではないか。子供たちの内発的なものをどうやったら働くということに結び付けられるのかということを考える必要があるのではないかと御意見がございました。

次に、インクルーシブ教育システムについては、まずは障害がある子とない子について、共に学ぶということが必要ではございますけれども、更には日本語学習が必要な児童生徒、多様な性の特徴のある児童生徒なども含めていろいろな子供たちが包摂される本当の意味でのインクルーシブ教育を目指すということがどこかに書かれているといいのではないかと御意見

もいただいております。

次に、指標全体に対し、少し子供から意見をもらうような指標が必要なのではないかという意見もございました。

本日は、これらのワーキングチームにおける意見を踏まえて、事務局において検討された案についてこの後、説明がされるものと思います。

簡単ではございますが、ワーキングチームの概要について以上でございます。ありがとうございました。

○荒瀬座長 ありがとうございました。

星野先生をはじめワーキングチームの皆様、大変ありがとうございました。

それでは、それを踏まえてということで、議題の1といたしまして、第1章、総論について、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○中沢教育政策課長 教育政策課長の中沢でございます。

資料に基づきまして順次御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、第1章、総論についてでございます。

前回の会議におきましては、骨子を御説明させていただいたところでございます。本日は計画の文章として整理をし、お示しさせていただいております。特に基本理念や計画全体に共通する視点につきましては、前回の会議でいただいた御意見も踏まえながら文章の整理をさせていただきました。時間の関係もございますので、ポイントになる部分に絞りまして御説明をさせていただきます。

資料1の2ページを御覧いただきたいと存じます。

計画の趣旨・性格・期間については御覧のとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。

このページから11ページまでが第3計画の検証といたしまして、10の目標ごとに代表的な施策を取上げ、令和4年度末時点

の主な成果と課題を示しております。示している内容は、第1回有識者会議で御説明をさせていただきました第3期計画の指標の進捗状況から主なものを記述する形といたしております。

主な成果と課題を申し上げますと、まず目標Ⅰ、確かな学力の育成におきましては、埼玉県学力・学習状況調査のこれまでの分析結果から、主体的・対話的で深い学びの実践が児童生徒の非認知能力などの向上を通じて、学力の向上につながる事が分かってきております。

令和4年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学全てで全国平均正答率を上回っておりまして、今まで積み重ねてきた取組の成果が表れ、児童生徒の学力が着実に向上していると捉えております。

一方で、指標である学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合がやや下がっておりまして、主体的・対話的で深い学びの実践を更に充実させることが必要と考えております。

少しとびまして7ページを御覧いただきたいと存じます。

目標Ⅴ、多様なニーズに対応した教育の推進におきましては、右側上段のグラフにございますとおり、不登校児童生徒の割合が増加をいたしております。教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実に取り組んでいるものの、不登校に対する社会の見方が問題行動から理解し、受容するものへと変化していることや、コロナ禍で登校する意欲が湧きにくい状況にあったことなどから、近年不登校児童生徒数は全国的にも増加しているところでございます。

不登校児童生徒の支援におきましては、予兆への対応も含めた初期段階からの組織的かつ計画的な支援が重要であるため、教育相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、多様で適切な教育機会を確保していくことが重要と考えております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

教育を取り巻く社会動向と社会状況の変化についてでございます。

(1) 人口減少と人口構造の変化におきましては、本県の総人口や年少人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢者が増加する見込みであること、また在留外国人数が過去最高となっていることを述べております。

(2) 経済・雇用情勢の動きと格差の固定化・再生産におきましては、本県の経済情勢や雇用情勢は回復傾向にある一方、非正規雇用者の割合が全国に比べて高いことを述べております。

また、日本全体の話といたしまして、不安定な非正規雇用の増加や格差の固定化の懸念が指摘されていることや子供の相対的貧困率が令和4年度調査で11.5%、約9人に1人の子供が相対的貧困状況にあることなどを述べております。

続きまして、13ページでございます。

(3) 身近に迫る脅威と新たな社会への進展におきましては、ロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症などによる世界情勢の不安定化や自然災害の激甚化、頻発化といった脅威について述べております。

また、今後のポストコロナ社会を見据えたDXの必要性についても述べております。

(4) 子供をめぐる教育的ニーズの多様化におきましては、本県の特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒が増加傾向にあることや、第3期計画の検証でも触れさせていただきましたが、不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にあること、ヤングケアラーの顕在化など、教育をめぐるニーズが多様化していること。こども基本法が施行され、一人一人の状況に応じた支援の必要性がより高まっていることなどを述べております。

続きまして、14ページでございます。

(5) 教職員を取り巻く状況の変化におきましては、子供のためであれば頑張る教員の献身的な姿勢と社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大していく中、教職員の負担が増大しており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題になっていることや教員採用試験の倍率低下、教員不足といった課題が生じていることを述べております。

(6) 地域と家庭の状況の変化においては、地域人口の減少や高齢化率の上昇により、コミュニティの維持が困難となり、人と人との結び付きが希薄化し、地域での人間関係、信頼関係の構築が困難になることや家族形態の変化、価値観やライフス

タイトルの多様化などにより、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっていることを述べております。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと存じます。

ここでは、第3期計画の成果と課題、教育を取り巻く社会の動向、社会状況の変化を踏まえまして、今後取り組むべき課題を示しております。

(1) 社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成におきましては、冒頭で基礎的・基本的な知識や技能とともに、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが課題であることを述べております。

その下、ア、確かな学力と自立する力の育成におきましては、埼玉県学力・学習状況調査などの取組による成果を基に、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、子供たちに知識や技能をしっかりと身に付けさせ、学んだ知識や技能を活用する力を育成する必要があることや社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会の形成に主体的に参画するための資質、能力を身に付ける必要があることを述べております。

イ、豊かな心と健やかな体の育成におきましては、社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解、尊重し、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出すことが重要となっており、子供たちに豊かな人間性や社会性を育てていくことが大切であることや、いじめ防止対策や人権を尊重した教育の推進に取り組んでいく必要があること、学校保健の充実により、発達の段階に応じた健康の保持増進、学校での体育的活動や身近な地域スポーツ環境の充実による体力の向上などを図っていく必要があることを述べております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

(2) 多様なニーズに対応した教育の推進におきましては、多様なニーズを有する子供たちに対応し、社会的包摂の観点から教育機会の確保や配慮、支援を行うことが必要であることや、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進する必要があることを述べております。

また、不登校対策を更に推進していくことや貧困問題、日本語指導など、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められていることを述べております。

(3) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実におきましては、学校教育の質の向上の担い手となる教職員の資質・能力の向上を積極的に図っていくことが求められていることを述べております。

また、学校における働き方改革や不祥事根絶に向けた取組を推進する必要があること、校務DXを通じた教育データの利活用にも取り組む必要があることを述べております。

(4) 家庭・地域の教育力の向上においては、子育てや家庭教育を支える地域環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支えることが重要であることを述べております。

また、社会総がかりで子供たちの学びや育ちを支える地域学校協働活動など、学校が核となり、地域と連携・協働していく必要があることを述べております。

続きまして、17ページを御覧いただきたいと存じます。

(5) 生涯にわたる学びの推進、文化芸術の振興とスポーツの推進におきましては、社会の変化にも対応した豊かな生涯学習機会の提供や学びの成果を生かすための支援が必要であること、文化芸術の振興や伝統文化の継承を図る必要があることを述べております。

また、県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境の充実に取り組む必要があることを述べております。

続きまして、18ページを御覧いただきたいと存じます。

埼玉教育の基本的な考え方についてでございます。

ア、基本理念の考え方については、前回の会議でお示しした要旨を基本に、いただいた御意見を踏まえながら文章を整理させていただきました。

続きまして、19ページを御覧いただきたいと存じます。

イ、基本理念でございますが、前回御説明させていただきましたとおり、第3期計画の基本理念を継承し「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」としております。

その下の文章で基本理念の説明文に加えた「深い」という言葉の意味するところを記述したところでございます。

続きまして、20ページを御覧いただきたいと存じます。

計画全体に共通する視点につきましても、前回の会議でいただいた御意見を踏まえながら、文章を整理させていただきました。

ア、誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進におきましては、誰もが支える側であり、支えられる側にもなるとの考えの下、共生社会の実現に向けた教育の推進という視点を全ての施策に生かすことが重要であるとしております。

イ、教育DXの推進におきましては、DXの新たな価値を生み出すという本来的な意味を念頭に置いて、教育DXで当面目指す姿や生成AIを含めデジタル社会の正負の側面にも留意する必要があることを述べた上で、この視点を各施策に反映するとしております。

続きまして、21ページでございます。

前回お示しした10の目標について、次のページにわたりましてそれぞれの方向性を記述しております。

第1章、総論についての説明は以上でございます。忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

では、ただいま御説明いただきましたことにまずは御質問がおありの方がございましたら、どうぞ御質問いただきたいというふうに思います。その後でまた御意見だと思いますが、もし御質問と御意見とが切り離せないような内容である場合は、どうぞ御一緒に言っていただければと思います。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見をとと思いますが、御意見も御質問も含めていかがですか。

どうぞ。三澤委員さん。

○三澤委員 前回ちょっと欠席しまして、都合がつかずに意見書を出したんですが、その意見書の書き方が多分悪かったんだと思います。かなり細かいことを書いてしまったので、一番伝えたいことが伝わったかどうかと思ひ反省しております。前回の素案、総論については、すごくよくできていると思いますが、1点、ここの全ての企画に対してのベースになるような力の育成が少し欠けているのかなと思ひました。

それは、一つは対話力が結構重要なのではないかと。学力向上においてもインクルーシブ教育においても、また様々な格差社会の是正においても国際社会との関係においても、対話する力というのはこれからすごく求められてくるだろうと。そのときに我々は対話というのをどのように解釈しているのかというのがすごく問題だと思います。

例えば話し合っ、話し合っている状況を対話として捉えている。特に現場でよくあるんですが、いろんな学校に行ってみますと、対話的な場面は見るんですが、本当に対話になっているんだろうか、学校教育ですね。その中で見られるのは、例えば先生、教員がどうしても答えを持っていますし、伝えるべき内容を持っていますから、かなり確信的なものをつかんでいるわけです。そのときに果たしてそれが対話になっているのか。

どういうことかという、ある意味説得に向かうような路線が敷かれていて、それで対話を促しているようなところがかなり見られる。つまり、答えがある問題に関しては対話というのがなかなか、対話をしながら答えを導いていくという方法もありますけれども、これから重要なのは、答えのない問題に対してどのように対話をつくり出して、納得解を導き出すかと、そういう力がとても重要だと思うんです。

そのようなことを考えていくと、一つは教員の資質、能力に関しても主体的・対話的で深い学びを実行する上でも、本当に対話というものをどのように解釈して、それを本質的な対話を生み出すようなスキルがついているんだろうか、そこはすごく疑問に思ひました。

そういう点では、答えのないものに対して、本当に対話ができるような資質、能力の向上というのが求められるのではない

か。特にこれから格差社会になっていって多様な人たちが出てきて、その多様性を保障する上でも一人一人の考えをしっかりと聞いて、自分なりの考えを伝えて、そこで本当に真の対話ができるようなそういうスキルが必要になってくるのではないかなと考えたときに、その対話の力をつけることによって、ここに総論に書かれている多くの問題が解決していくのではないかと考えました。

そういう点で、これからの時代の力、スキル、教育の指針として対話力をどうつけるのか、そこら辺が一つの課題になってもいいのかなと思った次第です。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

まず、対話というときに対等の関係からスタートしないと、三澤委員がおっしゃったように答えを持っている人がそこに早くたどり着いておいでみたいな形の話合いは、これは対話にはならないでしょうから、いかにその関係をしっかりと自分の方からそちらの対等の関係に持っていくかというのは、生徒と教師の関係もそうでしょうし、同僚の間でもそうでしょうし、お互い重要なところかなと思います。

ありがとうございます。

他にございましたら、お願いいたします。

オンラインの方は手を挙げるのボタンを押していただきますと。

戸ヶ崎委員お願いいたします。

○戸ヶ崎委員 具体的な内容については、これまでもたくさん意見を述べていますので、別な視点から、大きく二つほど意見を述べさせていただきます。

まず、一つ目は、前回のワーキングでは名越委員からお話があり、先ほどのお話にもありましたが、新しい「こども観」についてです。御案内のとおり昨年6月にこども基本法が成立して、子供の権利、利益の擁護、また意見表明などについて規定

されたことを踏まえた対応が、今後必要となりました。このこども基本法は、「こどもの基本的人権を保障し、こどもの最善の利益を実現すること」を目指しています。特に六つある基本理念の中の、「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参加する機会が保障されること」と「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」の二つを受けて、今回の本計画でも子供の声を聞く機会をつくったものと思います。

しかし正直言って厳しい言い方ですが、これで十分なわけではありません。大事なことは、どんなことをどのくらい聞くべきなのかという検討や、また声を聞いた以上は施策に具体的にどのように反映させていくのを考えていく必要があると思います。

この各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップも非常に重要です。小学校4年生から高校生の意見、更には聞くところによると、教師の一部の意見も聞いたという話ですが、大学生や大学の教員の声は聞いていないのではないかと思います。また、PTAの代表にはヒアリングしたかと思いますが、保護者の意見がまだまだ十分ではないという気はしています。

今後、恐らくパブリックコメントを実施すると思いますが、往々にしてこのパブリックコメントというのは、サイレントマジョリティーや本当に弱い立場の方々の声をプロアクティブに政策形成プロセスに反映することはなかなか難しいと思います。大事なことは子供、学生、保護者、大学、教師、市町村教育委員会、知事部局など、それぞれのステークホルダーと埼玉県教育委員会が一体となって教育を振興していく共通認識を持つことが重要であると思います。そうはいつでも、言うは易く行うは難しで、こうした声を施策に反映していくことは、簡単ではないことも十分分かります。

G I G A 端末の導入時に有名になったD i p & J u m p 理論のように、一時的に著しく効果が低下、いわゆるディップするように見えていて、何かをきっかけにして価値が飛躍的に向上する、つまりジャンプしていく可能性があります。それこそが「政策形成過程のD X化」の一つだと思います。加えて、E B P Mを推進する意味でも、この多様なステークホルダーの声を

反映していくためにも、AIの活用はもちろんのこと、有名なRPAというロボティクス・プロセス・オートメーションなども導入して、教育統計の量的又は質的な把握を可能にするようなデジタル化が現在求められています。是非この辺はそうした研修、研究や取組も埼玉教育が全国をリードして行ってほしいと強く思います。

DXといえばこれまでも「教育DX」については申し上げていますが、昨日たまたま目にした人事事務の仕事で少し衝撃を受けました。いまだにほとんどが紙ベースの対応になっていて、状況を聞くと、封筒に入れて20部提出やこの部分を封筒に朱書きしろ、又はこれから冊子をつくるからとじ込み作業のために市教育委員会に集まってもらいたいなど、県教育委員会と市教育委員会との間でDXとは程遠い、「昭和型の事務手続」が相変わらず続いていました。これは、県教育委員会がクラウド上で完結するような手続を導入しない限り、市町村教育委員会も学校現場もなかなかDXというのは進まないと思います。

今後セキュリティを強化する上でも、クラウド化は必須です。

働き方改革を推進する意味でも、一刻も早く導入を検討すべきだと思います。昨今言われている生成AIは、今多くのホワイトワーカーの仕事に影響を与えていますし、そのインパクトは、人事領域にも及び始めています。

教育DXを目指して、あらゆる事務手続などは、なかなかDX化が進まないにしても、せめてデジタルイゼーションの徹底に向けて、この第4期教育振興基本計画のスタート時には、歩み始めてほしいと思います。

二つ目は議題2で時間があれば、申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。幾つかいただいてありがとうございます。今一つということでありましたけれども、相当多岐にわたる一つであったように思っています。

他にはいかがですか。よろしいですか。

どうぞ。須藤委員。

○須藤委員 三澤委員のお話に関連みたいなことなんですけれども、要する子どもの権利条約というのがあると思いますけれども、その四つの原則、差別の禁止、それから子供の最善の利益ですね、そして生命、生存、発達に対する権利、それから子供

の意見表明権と、これを学校の中でどのように実現するかという話に尽きてくるかなというふうには思います。

ある意味伝統的に学校教育はパターンリズムといいますか、パターンリスティックな関わりというのが非常に多くて、先ほど三澤委員もおっしゃっていたコミュニケーション、対話というのもある意味パターンリスティックな対話ということになっていて、ある意味、脱パターンリズムというの也被問われている、そこをどのように落とし込むかというのをちょっと大きな話ですけれども、今後問われているというのが今のこども家庭庁の話じゃないですけれども、大きな転換という意味ではそちらの方に転換しつつ、子供の成長、発達的にはどのように保障しながら教育的な関わりをするのかというのが問われているとは思っているので、そこをどこまで落とし込むかというのがありますけれども、今後そういうことを考えていかなくちゃいけない時代に入っているかなというふうに感じていることなので、ちょっと感想を含めてお話をさせていただきました。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今、須藤委員おっしゃったのは、本当にどこまで落とし込むかというのが一番のポイントかと思います。こういう文章をつくる上では。それから全てを入れなければならないとなると、本当に膨大な文章になっていくわけで、いかにその内容が読み取れるかという、元になるものはしかし網羅的に入れておく必要があるということですから、その点で今回のこの素案がそれで十分であるかどうかという、そういう点からの御意見が賜われればというふうに思います。

いかがでしょうか、他の方は。よろしゅうございますか。

実はタイムテーブル上は、まだもう少し時間がございますので、もし御意見が特に出ないようでしたら、戸ヶ崎委員、先ほど御配慮いただきましたが、いかがでしょうか、今。

○戸ヶ崎委員 私は会議当初から、「埼玉教育のよさや強みのアピール」について申し上げてきました。国の教育振興基本計画は都市部であろうと島しょ地区であろうと、日本全国を視座に置いた計画なので、個々の地域の教育の特色は当然反映されていません。考えてみると、埼玉教育には、埼玉県学調や「3つのめばえ」、また学校支援地域本部のモデルとなった学校応援団、高校の方に行けば協調学習や魅力ある学校づくりなどの伝統的な取組というのがあります。さらに、最近の取組の中にも、

県立学校の探究型インターンシップや、また最近始まった学際的な学びの推進事業、さらに県立学校の不登校支援教室の「いっぽ」など、全国の自治体からも注目されるような教育実践が多くあります。今までは、どうしても弱みを補強するようところに目が行きがちでしたが、この埼玉教育のよさや強みを、SNSやnoteなどを含めて、積極的に情報を発信してアピールしていくことがすごく大事だと思いますし、その強みを一層伸ばすような計画にしてほしいとこれまでも申し上げてきました。

このことは「埼玉教育の顔が見える計画」ということに他なりません。県教育委員会という大きな組織の計画である以上、どうしてもある程度総合的、総花的にならざるを得ない部分があるのは、当然やむを得ませんが、埼玉の顔が見えなくなっているのは、まずいのかなとも思います。

「顔の見せ方」は、いろいろあると思いますが、例えば今までは概要版と本編とに分かれていたと思いますが、本県教育の強みの記述を厚くしたり、強みの部分の別冊をつくったりすることや、さらには本県の教育の伝統的な部分へのリスペクトを込めるようなこともあると思います。

未来の埼玉教育に向けて、是非とも県民に「刺さる資料づくり」の検討もお願いします。

加えて、これも何度か申し上げていますが、このような計画自体は、広く県民への周知啓発とともに、教員の研修会に限らず、学校運営協議会等での活用も鑑みて、動画配信など訴求力を一層高める策を講じていくべきだと思います。

これはワーキングのときに申し上げましたが、アウトカムだけではなく、プロセスの指標の重要性やプロアクティブな計画をお願いしたいです。ここは特に言いたいことでもあります。計画の進行状況について、市町村教育委員会などのイコール・パートナーに対して、デジタルを駆使して、双方向のリアルタイムのコミュニケーションを随時取りながら、施策波及や活用に努めるなど、工夫改善をして、この計画に見える計画、使える計画にしてほしいと思います。

また、埼玉県の特徴として、市町村の数が大変多く、北部と南部など地域によって、同じ埼玉でも随分教育行政を含めて教育の環境が様々異なっています。このことに関して先日、荒瀬先生とも同席させていただいた国の会議でも意見を申し上げま

したが、今、都道府県教育委員会の重要な役割として、地教行法第55条で「市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない」とされていることを踏まえて、積極的な支援を行っていく姿勢と実行力が、大変問われていると思います。どうしても県立学校にウエートがいつてしまう部分がありますが、このような市町村への権限委譲や裁量権の拡大が進められる中で、義務教育の推進における都道府県教育委員会の役割が、今改めて本当に問われている時期だと思っています。

人口減少など、苦勞が絶えない市町村教育委員会を国との間に立って直接支えていく埼玉県教育委員会のバッファーとしての「令和型の役割」が、歴史的な経緯の中で改めて問われていると思います。

そんな中であって、埼玉県教育委員会として、全部で40市22町1村、全部で63の市町村に対して、どのような支援を行っていくのかを改めて明確に記載をいただくと、市町村としても大変心強いですし、言うなれば顔の見える計画になっていくのではないかと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

県教育委員会に対する熱いメッセージが届けられたというふうに思います。それは振興基本計画そのものかあるいは具体的に今後の行政としてどのように取り組んでいただくかと、両方の面があるのかなと思いながら伺いました。ありがとうございました。

他にはございませんか。

どうぞ、三澤委員。

○三澤委員 施策の第2章の方でちょっと話をしようと思ったんですが、戸ヶ崎委員の話聞いて、ここで話しておいた方がいいのかなと思って、発言させていただきます。

今県教委と市区町村の教育委員会の関係がありましたが、特に義務教育に関しまして、中学校の義務教育に関しまして全て

の教科に専任配置をしていただきたいと考えているんです。どうしても市区町村の配置になりますと権限がありますので、各学校の教員、全ての教科の教員が配置されていないという実態があります。それをですね、例えば県にリーダーシップを取っていただいて、全ての子供に最低限の専門的な教育を受けさせたい、平等な教育を受けさせたいとなったときに、例えば小学校専科の弾力的運用みたいのを図って、中学校と小学校の学区内連携みたいなものができるのではないかと。つまり中学校のクラス数が少なく、専科の教員が置けない場合、小学校の高学年の専科教員として配置して、学区内を小学校・中学校を通じて指導する。そのことによって児童理解、生徒理解も深まるし、地域理解も深まるし、よい効果が出るのではないかと考えております。

例えばこれ具体的にいうと、これ美術なんですけれども、今美術の教員がほとんど非常勤になっているんです。毎週、非常勤いませんかと大学の方に来ます。つまりいないんですよ、教員が。専任で採ることができない。それをもっとどうしたら配置できるかと考えたときに、その学区内の中で教育を考えていく、そのような考え方にしていけば、例えば中学校で授業数が、持ち時間が少なくてちょっと採れない状況が、小学校との兼務において可能になってくるのではないかと、そのような形にしていけば、全ての子供たちに平等な教科教育が展開できるのではないかななんて考えております。

そのようなことをやはり県の方でリーダーシップを取ってやっていただかないと、市区町村ではなかなか判断がしにくいところもありますので、そこら辺も新しい埼玉教育として全ての子供たちに平等な教育をという視点から展開していただけたらありがたいと思います。

ちょっと具体的な話になりました。以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今のお話というのは、義務教育あるいは高等学校教育もそうですけれども、具体的にどういう形で平等という言葉を使うかどうかは別としまして、様々な多様なしかも豊かな学びが提供できるかということ、それこそ戸ヶ崎委員がさっきおっしゃっていたことに関わりますけれども、オンラインの活用というのをしていくのかということ、具体的に中教審でも議論して

おりますけれども、そういったようなことも含めて幅広い選択肢を持てるように我々がしていかなければならないなということを考えています。ありがとうございました。

そうしましたら、いろいろ御意見が出ましたし、まだの方もいらっしゃるかもしれませんが、ここで一旦委員の方の御意見は閉じさせていただいて、今の中でありましたことで、事務方の方で何かございましたら。

○中沢教育政策課長 それでは、大変多岐にわたる中身でございましたので、受け止めも含めてお話をさせていただきたいと存じます。

まず、三澤委員の冒頭にございました対話力のお話は全く御指摘のとおりかなと思っております。今回の総論の中にも、予測はなかなか困難な時代の中で、基礎、基本だけではなく、言葉として対話力という言葉を使っておりませんが、委員のおっしゃられた御趣旨はこの中に私どもとしては含まれていると考えております。とても重要な視点でございますので、しっかり御意見を承ってまいりたいと存じます。

それから、子どもの権利条約の関係につきましては、またこの後、施策の展開のときにも触れさせていただきますが、どこまで落とし込むのかというお話も含めまして、施策の展開の中に今回落とし込みをさせていただいております。

それから、多様な意見は対話を通じて施策形成をしていくべきというのもごもっともな御意見かなと思っております。戸ヶ崎委員の御発言の中にも今後県民コメントとのお話でしたが、また県民コメントを実施しているということをしっかりアナウンスしながら、対話を通じて施策形成をしてまいりたいと思います。

それから、人事事務に関する紙ベースでまだ行っているというお話がございました。これは象徴的な事例なのかなというふうに承っておりますが、今回計画全体に共通する視点、この中でも教育デジタルトランスフォーメーションの推進ということで、一気にデジタルトランスフォーメーションを目指すというのがなかなか時間も掛かるのかなという中で、今回の次期計画の中におきましては、将来のDXの実現に向けてデジタルライゼーションの着実な移行を目指すということで、着実にしっかり各施策の中に生かしてまいりたいと考えております。

それから、最後の中学校又は小学校の専科の配置のお話だったかというふうに承っております。正に子供たちにどういった豊かな学びを提供していくのか、正に荒瀬座長がおっしゃったとおりだなと思ってお聞きしておりました。

また、オンラインの活用等も議論されている中で、どうやって子供たちにそういった学びを提供していくのかということですね、しっかり御意見承って、実施段階でしっかり工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○荒瀬座長 中沢課長ありがとうございました。

それでは、まだ今日は時間がたっぷりありますので、後ほど改めて御意見をいただく機会があろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 事

次期埼玉県教育振興基本計画（素案）について

（２）「第２章施策の展開」及び「第３章計画の推進に際して」について

○荒瀬座長 それでは次の議題に移りたいと思います。

第２章、施策の展開及び第３章、計画の推進に際してということで、まず事務局から御説明をいただきまして、その後、休憩の前まで御質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、御説明をお願いいたします。

○中沢教育政策課長 それでは、また資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

第２章、施策の展開についてでございます。

資料２の２ページを御覧いただきたいと存じます。

前回の有識者会議におきまして御説明しました29の施策ごとにア現状と課題、イ施策の方向性、ウ主な取組を記述しております。

主な取組はいただきました御意見を踏まえ、修正した項目名を記述いたしております。

なお、主な取組には、この後それぞれに説明文を加えまして具体的な内容が分かるようなつくりの計画となっております。

第3期計画から変更、赤字の部分でございますが、こちらの施策を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、3ページを御覧いただきたいと存じます。

施策2、新しい時代に求められる資質・能力の育成についてでございます。

ア現状と課題に、将来の予測が困難な時代の中で、自ら課題を発見し、答えを見いだしていく、思考力・判断力・表現力や主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要なことなどについて記述をいたしております。

こうしたことを踏まえ、課題の発見・解決や社会的な価値の想像に結び付けていく資質・能力の育成や情報活用能力の育成など、四つの施策の方向性を整理し、ウ主な取組の教科等横断的な学習の充実や地域社会との連携・協働による学びの推進、情報活用能力の育成などに取り組んでいくことを記述いたしております。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。

施策6、豊かな心を育む教育の推進についてでございます。

ア現状と課題に、社会の多様化が進む中、一人一人が多様な他者を理解・尊重し、互いに認め合い支え合うことが共生社会の実現につながることに、豊かな人間性や社会性を育むことが求められること、子供の権利等の理解促進や子供が安心して学べる環境の整備が必要なこと、規範意識の醸成が必要なことなどについて記述いたしております。

こうしたことを踏まえ、子供の権利や最善の利益を擁護するための取組の推進や、子供たちの豊かな人間性や社会性を育むための体験活動の推進など、五つの施策の方向性を整理し、主な取組の子供の権利利益を擁護するための取組の推進や体験活

動の推進などに取り組んでいくことを記述いたしております。

なお、運動部活動の取組が施策10体力の向上と学校体育活動の推進に記述されていることに対しまして、文化部活動の記述がないとの御意見を受けまして、施策6、豊かな心を育む教育の推進の主な取組に持続可能な部活動の運営を位置付けたところでございます。部活動は、運動部、文化部ともに生徒の心身の発達に資するものであり、適切な運営が重要であることから、体力向上の施策と豊かな心の育成の施策の両方に持続可能な部活動の運営として位置付けたものでございます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと存じます。

施策7、いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実についてでございます。

ア現状と課題に、子供たちの非行・問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域社会等との協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図り、取組を進める必要があること、生徒指導上の諸課題を未然防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重することなどについて記述いたしております。

こうしたことを踏まえ、問題行動に対する組織的に対応する生徒指導体制の充実と発達支持的生徒指導の推進など五つの施策の方向性を整理し、主な取組の児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実などに取り組んでいくことを記述いたしております。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと存じます。

施策8、人権を尊重した教育の推進についてでございます。

現状と課題に、発達の段階に応じて人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする子供を育成するための取組を推進する必要があること。

弱い立場に置かれた子供・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状や被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないことや声を上げにくく、適切な支援を受けることが難しいことなどの課題も指摘される中、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進する必要があることなどについて記述しております。

こうしたことを踏まえ、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育の推進など四つの施策の方向性を整理し、子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進などに取り組んでいくことを記述いたしております。

なお、第2回有識者会議では、主な取組のエに生命（いのち）の安全教育の推進といたしておりましたが、県民から見て取組内容が分かりやすいよう子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進に修正したところでございます。

続きまして、13ページを御覧いただきたいと存じます。

施策12、主体的に社会の形成に参画する力の育成についてでございます。

ア現状と課題に、社会の持続的な発展には、主体的に社会の形成に参画する力を育むことが求められることなどについて記述いたしております。

こうしたことを踏まえ、将来の社会を担っていくことのできる力の育成、責任ある消費行動ができるよう必要な知識などを育成していくことなど、四つの施策の方向性を整理し、主な取組の子供の意見表明による主体性の育成などに取り組んでいくことを記述いたしております。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。

施策13、障害のある子供への支援・指導の充実についてでございます。

ア現状と課題に、共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に学ぶ環境を整備すると同時に、一人一人の状況に応じた教育を進めることが重要であること、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、その構築の視点に立った特別支援教育を着実に進めていくことが求められること、障害のある子供と障害のない子供が共に過ごすための条件整備とともに、全ての子供たちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう発達障害を含む障害のある子供たちが必要な指導、支援を受けられる多様な学びの場の整備が必要であることなどについて記述いたしております。

こうしたことを踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と一人一人のニーズに応

じた連続性のある多様な学びの場の充実、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない指導や支援の体制の整備など、四つの施策の方向性を整理し、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進などに取り組んでいくことを記述いたしております。

なお、第2回有識者会議では、主な取組のアをインクルーシブ教育システムの実現に向けた特別支援教育の推進としておりましたが、埼玉県5か年計画との整合を図り、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進に修正をしたところでございます。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと存じます。

施策15、一人一人の状況に応じた支援についてでございます。

ア現状と課題に、ヤングケアラーの顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、教育をめぐるニーズは多様化しており、一人一人の状況に応じた支援が求められていることなどについて記述しております。

こうしたことを踏まえ、ヤングケアラーである児童生徒の支援やヤングケアラーに関する理解促進、LGBTQの児童生徒の支援や性の多様性に関する理解促進など、七つの施策の方向性を整理し、ウ主な取組のヤングケアラーの支援やLGBTQの児童生徒の支援に取り組んでいくことを記述しております。

続きまして、22ページを御覧いただきたいと存じます。

施策21、私学教育の振興についてでございます。

ア現状と課題に、学校現場におけるICT化の支援に関すること。経済的負担の軽減に関することなどについて記述いたしております。

こうしたことを踏まえ、経済的負担の軽減に関すること、グローバル教育やICT教育を進めるための取組の支援に関すること、校務の負担を軽減するための取組に関することなど、五つの施策の方向性を整理し、主な取組のグローバル教育とICT教育の促進や校務の効率化を図る校務支援システム導入促進などに取り組んでいくことを記述いたしております。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと存じます。

施策23、地域と連携・協働した教育の推進についてでございます。

ア現状と課題に、学校・家庭・地域が目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要があること、子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を学校・地域が連携して確保することが必要であることなどについて記述しております。

こうしたことを踏まえ、社会全体で教育に取り組む機運を高めること、子供たちの居場所づくりのため、市町村を支援することなど、八つの施策の方向性を整理し、主な取組の地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備などに取り組んでいくことを記述しております。

なお、第2回有識者会議では、主な取組のケを地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備としておりましたが、生徒に限らず、学校・地域が連携し、全ての子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむ活動の場と機会を提供できる環境の整備が必要なことから、地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備に修正したところでございます。

また、同じ取組を施策17、学校の組織運営の改善、施策26、文化芸術活動の充実、施策28、スポーツ、レクリエーション活動の推進にも新設をしたところでございます。

第2章施策の展開に関する説明は以上でございます。

続きまして、指標候補の案について御説明をさせていただきます。

資料3の2、2ページを御覧いただきたいと存じます。

指標設定の考え方については、前回御説明したところでございますが、一つの施策に対して一つ以上指標を設定することとしております。

また、3行目にございますとおり、県5か年計画で設定している教育環境の指標につきましては、県5か年計画との一貫性、

統一性を図るため全て活用することとしております。

その他につきましては、アウトカム指標であることなど五つの視点で見直しを行い、現行第3期計画の指標がこれらの視点を多く満たしているものにつきましては、原則継続としております。

6施策の6指標が新規に設定した指標でございます。

3ページを御覧いただきたいと存じます。

指標候補の一覧でございます。表の一番右側、先行計画の欄に県5か年計画とある指標は、県5か年計画で設定している教育関係の指標を活用しているものでございます。また、第3期計画とある指標は、現行第3期計画の指標を継続したものでございます。本日は、新規に設定をした六つの指標について御説明させていただきます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。

施策4、技術革新に対応する教育の推進についてでございますが、現行計画ではこの施策4の主な取組として、情報活用能力の育成を位置付け、教員のICT活用指導力を指標に設定しておりました。次期計画では情報活用能力の育成を指標も含め施策に新しい時代に求められる資質能力の育成に位置付け直したため、施策4の指標を新たに設定するものでございます。

技術革新に対応するためには、データサイエンスの手法を用いた探究活動を推進することが重要であるため、これを実施した高等学校の割合を指標候補としております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。

施策8、人権を尊重した教育の推進については、現行計画では、新しい人権感覚育成プログラムを活用できる教員を育成した学校の割合を指標としております。目標100%に対し、令和4年度末時点で87.4%となっております、おおむね達成する見込みとなっております。

次期計画におきましては、プログラムを活用した実践が確実に行われるよう、人権感覚育成プログラムを活用した参加体験型学習を実施した学校の割合を指標候補としております。知識や情報を単に教える座学的指導だけではなく、児童生徒が自分

で考え、感じ、行動することで、より豊かな人権感覚が育成されるものと考えております。そのため、自分の頭と心と体を使い、実践的・能動的に学習する参加体験型学習を実施した学校の割合を指標候補としております。

続きまして、11ページを御覧いただきたいと存じます。

施策18、魅力ある県立高校づくりの推進については、現行計画では、県立学校が策定した学校の活性化、特色化方針を活用している中学校の割合を指標としております。目標100%に対し、令和4年度末時点で98%になっており、おおむね達成する見込みとなっております。次期計画におきましては、中学校の進路選択での活用のみならず、地域住民をはじめとする県民の県立学校の魅力の認知度を高めることが重要であるため、県立学校魅力発信サイトの閲覧数を指標候補としております。

その下、施策19、子供たちの安心・安全の確保については、現行計画では、県立高等学校の実験実習等、記念館等及び食堂兼合宿所の耐震化率を指標としております。目標100%に対し、令和4年度末時点で100%を達成しているものでございます。この施策には、ハード面だけではなく、安全教育の推進などソフト面も含まれておりまして、次期計画においては、最近発生した学校への不審者侵入事案を念頭に警察等と連携した防犯研修、防犯教育を実施している学校数を指標候補としております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

施策20、学習環境の整備・充実につきましては、現行計画では普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合を指標候補としております。目標100%に対し、令和2年度末時点で100%を達成しております。ハード面はもちろん、ICT支援員などソフト面も含めまして教職員や児童生徒がICTを活用しやすい環境の整備が重要であり、環境整備により教員のICT活用指導力が向上することも考えられることから、児童生徒がICTを活用して学びを深めることを指導できる県立学校教員の割合を指標候補としたところでございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと存じます。

目標Ⅷの施策については、現行計画において学びの支える環境の整備と学びの成果の活用の促進としている二つの施策を生涯学び、活躍できる環境整備と社会教育の推進に再編をしたところでございます。

この整理に伴いまして、施策25、社会教育の推進の指標候補を新たに設定しております。社会教育の推進のためには、多様な学習機会の提供を目指し、幅広い情報を県民に周知することが重要であることから、県が情報発信している社会教育施設の講座等の件数を指標候補としております。

指標候補についての説明は以上でございます。

最後に、第3章、計画の推進に際してについて御説明申し上げます。

資料4の2ページを御覧いただきたいと存じます。

第3章1、社会全体で取り組むための連携・協働に、計画の着実な実現の二つにより構成をしているところでございます。

1、社会全体で取り組むための連携・協働では、各施策の着実な実施のために、様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組むことが重要であること。次期計画は教育行政だけでなく、教育に関わる全ての人々が教育の意義や方向性を共有しながら、これらの埼玉教育の未来を共に描き、つくっていくための共通の指針であること。社会全体で本計画を推進するに当たり、教育を共に担う学校、家庭、地域、大学、企業、NPOなどに期待することなどについて記述しております。

なお、2、計画の着実な実現につきましては、現在調整中でございます。

第3期計画の推進に際しての説明は以上でございます。

事務局からの説明は以上でございます。忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

では、ただいまの御説明につきまして、まず御質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

オンラインでご参加の方、チャットで拝見していると、音声に少し不具合があったのでしょうか、今大丈夫でしょうか。御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

では、また御質問ございましたら、途中でも出していただくということで、そういたしましたら開始から1時間45分ぐらい経過いたしました。ここで10分間の休憩を取りたいと思います。再開を2時55分といたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

○荒瀬座長 2時55分になりましたので、再開させていただきます。

第2章、施策の展開及び第3章、計画の推進に際して、この二つにつきまして皆様から御意見をいただきたいと思います。

ワーキングチームに御参加の方は、そちらの方で御意見を賜っているということをお聞きしておりますので、ワーキングチームにご参加でない方からあまり時間をたっぷり取っていただくことはできないかもしれませんが、3分程度ということをお伺っております。3分程度でお話をいただければと思います。

ただ、廣田委員が途中で御退席になるということで賜っておりますので、もし廣田委員、御意見ございましたら、貴重な意見を賜りたいんですが、よろしくお願いいたします。

○廣田委員 ありがとうございます。御配慮いただきましてありがとうございます。

では、手短に私の方から少しお話をさせてください。ワーキングチームでお話をしたことは内容についてでしたので、今日その内容のことではなくて、この後の計画の取扱い方というところで少しコメントをさせていただければと思います。

本計画がどのように実行性とか、実行力を持っていくのかということもすごく重要だと考えておりまして、もちろん評価指標がある、それが実行力を担保するということになろうかと思いますが、そのみでいくとやはり基本的な理念と考え方が抜け落ちてしまって、いわゆる魂が抜けてしまうリスクがあるかなと思っています。現場も指標のみを追いかけてしまうという

現象が起きるのかなと思います。

そのためには、以前ワーキングチームで戸ヶ崎先生が御指摘されていたように、基礎自治体の教育長の巻き込みですとか、コミットメントをどのように引き出していくとかなど、ステークホルダーをどれだけ事前に巻き込んでいけるのかというのがポイントになろうかというふうに考えています。

通常、私たちが企業のビジョンとか戦略を立てるといってお手伝いをするときも、そういう方針とか、ビジョンとかというのを立てた後に、浸透させていく、若しくは共有していくという活動がかつてはやっていましたが、それよりもどちらかというと事前にステークホルダーを巻き込んで、浸透が必要のない形に持っていくというのが今のやり方になっています。ですので、内容の刷新とともに、伝え方、伝わり方の刷新というのをどうやってコミュニケーションをこれは図っていくのかというところ、これも是非今後の課題としてですね、検討していただきたいなと思います。

全ての方に伝え切るとは難しいですので、事前に関わっていただいた方々がエバンジェリストとして、口コミも含めてどんどんこの計画のよさが、中身が、理念がちゃんと伝わっていくようなコミュニケーションの戦略方法を立てていくということが重要かというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。すみません。

○荒瀬座長 大変ありがとうございました。

具体的に今後どう展開していくことがよいのかと、これをつくるときはみんな一生懸命つくるんですけども、出来上がるとやれやれと変わってしまっていて、それからどんどん記憶から落ちていくということが往々にしてありますので、今御指摘いただきますのは大変重要なことかと思いました。ありがとうございました。

○廣田委員 ありがとうございました。

○荒瀬座長 国の教育振興基本計画も当時の会長がこれつくっておしまいじゃなくて、ここにいるメンバーそれぞれが言わば伝道師として様々な場面でこの理念や中身についても語り継いでいかなければならないというお話をなさったのを今全く同様の

御意見かと思いましたが、思い出しました。ありがとうございました。

それでは、ワーキングチームに属した方も後からお時間ございますので、御発言いただくことといたしまして、ワーキングチームに所属しておられない方の御意見を頂戴したいと思います。

五十音順でお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、石井委員、お願いいたします。

○石井委員 すみません。戸ヶ崎委員さんの意見の後、ほとんど聞き取れなくて、外国から来た子供たちが日本語を分からないで、日本語だけの授業の中で分からないつらさとか、教室から抜け出したいような体験をさせてもらいました。

どの施策もすごく大事なもので、難しい課題ばかりですけれども、目標に向けて様々な取組を充実させてほしいと思っています。

それで、少しですけれども、第2章の主な取組の中でもうちょっと具体的に書いた方がいいかなと思います。施策の2の新しい時代に求められる資質のところですが、対話がすごい大切というお話が先ほど出ましたけれども、本当にそのとおりだと思います。だから、是非ですね、子供のグループの中でも話ができるし、3人、5人、人が集まったところで自分の意見が言えるような取組のアのところですね。例えばグループ学習の推進などを含めた授業改善とか、1個1個もうちょっと具体的に書いたほうが使う人には分かりやすいのかなと思いました。

それから、施策の3のところですが、主な取組でグローバル化ということで、オマで書いてありますけれども、もう一つ第3章にもあるように、世界をリードする研究機関や大学などが県内にたくさんあるわけですから、そういう世界をリードする研究機関や大学、企業、それから優良な県民とか、すごいすてきな外国人などを発掘して、児童生徒との人的交流を実現するようなことはどうでしょうか。

それから、施策の6の豊かな心育む教育のところの主な課題で、体験学習の推進というところが載っていますが、そのためには先ほどの話とちょっとダブリますが、企業等と連携した職場体験の活動などの充実もそこへ入れていただけるといいかな

と思っています。

施策の8の人権を尊重した教育の推進で、今いろんな人権問題が出ていますけれども、主な取組のアが学校・家庭・地域における人権教育になっているんですが、学校・家庭・社会の方がいいのかなと。いろいろな問題がニュースをにぎわせていますけれども、少しずつ細かいことを書き入れていった方が後で使うのにいいかなというふうに思っています。

終わります。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

聞こえづらかったということで、大変申し訳ございませんでした。

ただ、先ほどのウの部分なんですけれども、これ冒頭、中沢課長の方からでしたか、もう少しここは文章化されるんですよ。書き込みをしてくださるわけですから、今いただいた御意見がそのまま載せてもらうことになるかどうかは別といたしまして、読み取りの幅が広がるようなあるいは深まるようなそういう表現が付け加わるということで、御理解いただければと思います。

それでよろしいですか。

○中沢教育政策課長 はい。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

では、続きまして、城川委員、お願いいたします。

○城川委員 失礼します。

先ほど石井委員の方からもありましたが、まず現状としては先ほど恐らく第1章の戸ヶ崎委員の発言以降は、恐らくオンラインで聞いていた方は何を言っているか多分、分からなかったと思います。一応事実として、それはお伝えしておきます。

資料がありましたので、資料の方を見させていただきながら聞かせていただきましたので、メリハリというのは非常に分かりました。

私、これ先ほどちょうど戸ヶ崎委員のお話の中にもあった埼玉県の色が見えるような施策というような部分というのが本当にそれは私も全く同感で、何かこれがじゃあ他県と何が違うのか、特に埼玉県の場合は隣が東京というところで、やはり非常に進んだことをやられている学校、私学でも東京の私学というのは本当に先端を行ったことをやっていて、我々もすごく学びながらやっているんですが、そこに勝てる埼玉県というのをどうつくっていかなきゃいけないのかというのを考えさせられました。

そういった意味では、全体すごく大きな印象でいうと、メリハリという点ではどこかにもうちょっとウエートを置き、ここだけは負けないというような部分があるといいのかなとは思いつつ、やはり教育ですので、どの分野もなかなか捨てることができない、どれも重要であると、それも分かった上ですが、何かメリハリが感じられるようなものというのが何かないかなと思いつつも、すみません、そこについては具体的なアイデアは出せません。

あと、私立学校の振興につきまして、今回グローバル教育、ICT、そういったところ…

(通信不具合により中断)

(再開)

○荒瀬座長 城川先生、申し訳ありません。先生のお声が途中から、私学についてとおっしゃった辺りからですね、東京の私学からいろいろ見習ながらやっていて、今回私学についてというふうにおっしゃっていただいた辺りからお声が聞こえなくなりまして、すみませんが、もう一度お願いできますでしょうか。すみません。

○城川委員 先ほど申しあげていたのが要はやはり埼玉県というのが1都3県、この首都圏の中にあって、その教育的な特徴でとんがった部分というんですか、私立学校においてもやはり埼玉県は弱いというのが今の現状です。そういった意味でも教育界全

体が本当にある意味東京に追いつけ、追い越せ、もちろん埼玉も進んでいる部分があるんですが、やはり東京の学校なんかいろいろ工夫をしているものを見ているんで、またその見せ方という点でも先ほど本当に戸ヶ崎委員が最初におっしゃった埼玉県の教育がどうあるべきかというようなところをちょっと出せるようなものというのを、これ私学は私学で我々も他県の私学なんかをいろいろ参考にしながらですね、進めていきたいと思えますし、また今回の内容の中で、施策の中に私学の振興というところで含めていただきまして、我々も公教育の一端を担うものとして、特に今回この中でグローバル教育、ICT教育の促進、校務の効率化を図る校務支援システム導入の促進ということで具体的な文言も入れていただき、ある意味県内の公教育の一端というふうに認めていただいたのかなという思いも持ちながら、是非いろいろなところで私学全体としてもやっていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

また、埼玉県全体を本当に盛り上げられるように、我々もやっていきますので、是非埼玉県の教育というのはここがすごいというものを何とか一緒につくっていききたいと思えますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

大変申し訳ありませんでした。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員 聞こえていますでしょうか。

○荒瀬座長 大丈夫です。聞こえます。

○林委員 会場の方のお声がまた少し変なようですけれども、今のところ聞こえています。

私の方から、先ほど話がちょっと聞こえないところもありましたけれども、主に今回もいろいろ改定があって、こちらの基本計画でよろしいかと思うんですが、何度も同じように話をしているんですが、やはり教育DXという観点で、文科省も含めて国が積極的に推進しているので、これを是非取り入れて、効率化を図ってということで、今回のところにもそういうことが

総論についても、各論についても書かれておったかと思うんですが、前回もお話しましたように、良い面と悪い面というか、こういった技術を使って実際子供さんたちが直面するときに、思い出していただければと思います。急遽ですね、コロナ禍においてこういったオンラインでの授業等が始まったかと思うんですけれども、そういうことも良い面も悪い面もあったと思うんですが、やはり現実に直接子供さんが先生とお話をしたり、他の生徒と議論したりということが少なくなる部分もあったり、それから実際に技術を使った場合にバーチャルリアリティの中で授業を行うという、やはりそのものに触ったりというところが少なくなるわけで、本当に良い面もあるし、できないことができるようになる時代でもあるんだと思うんですが、その功罪があるので、埼玉県としては国は是非やれということなんだろうけれども、であれば総論なり各論なりに、もちろんこれを推進していく、いろんなものを取り入れていくということを尊重いただくのは重要だと思うんですが、その中にそういった注意というんですか、運営に当たっての悪い点は書けないだろうけれども、気を付けながら対応するというようなことをどこかに入れていただけると、やはり埼玉県としてはまた一歩進んだ基本計画になるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今、声は聞こえていますでしょうか。

○林委員 聞こえています。今大丈夫です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

では、続きまして、星委員、お願いいたします。

○星委員 前回初めて出席させていただいて、今回は初めて対面での参加で、皆さんのお話を相変わらず説明を含めすごく勉強になるなと思いながら理解するのに一生懸命な感じなんですけれども、私自身の意見というか、感じたことというふうになってしまうんですが、施策6の豊かな心を育む教育の推進のところで、主な取組の道德教育の充実というところが非常に私自身大切だなというふうに感じています。というのもずっと私は競技をやってきて、子供時代、学生時代ずっとスポーツに取り組

んできて、トップアスリートが周りにたくさんいるんですけども、本当に人間力が大事だと思います。今ですとスポーツがたくさん盛り上がっていますけれども、大谷翔平君なんかはすごくそういう意味ではいい例かなと思います。やはり人間力の高いアスリートは、トップアスリートにすごく多いなと思っていて、豊かな心というのは、互いを認めあうなど、そういうことも含め現状と課題のところに書いてあると思うんですけども、私もスポーツを通じてどんなことを学んできたかな、今に生きているかなという、感謝をするというところが養われたところかなというふうに思っています。

その感謝というのは、本当にいろいろあると思うんですけども、周りとか、仲間に対する感謝もそうですし、あとはよく私自身が講演に行ったときに生徒さんに話すのは、当たり前前に感謝をするというところのお話を生意気ながらさせてもらっています。それは私自身が競技をしている中で、一度ちょっと病気になって、スポーツを離れる時間があったんですけども、小さい頃から始めた水泳をずっとやってきた中で、16歳のときにちょっと病気になって一時的に競技を離れたときに、それまでずっと自分がいかに恵まれた環境でスポーツができていたかというのを感じて、当たり前前に思っていたことが当たり前じゃないんだなというふうに気づいたことが、その後の競技生活もそうですし、今でも大事にしていることです。結構これも学校に行ったときなんかにお話するんですけども、皆さん何か不満があるとき、自分がやっている中でうまくいかなくて、例えば不満があったときに、不満の反対は何だと思いますかという問い掛けをします。不満の反対は実は満足ではなくて、感謝なんですよという話をさせていただいて、そういったことも含めてそういう自分がそういうふうに思えるようになったのは、一つ競技をしている中でうまくいかないことも困難なこともあった中で、学べた、養われたところかなというふうに思うんです。ちょっとうまくまとめられないんですけども、道徳教育というのはそういった意味で私は非常に大切だと思いますし、スポーツに限らず、そうやって学校生活の中でももちろん養っていけるところではあると思うので、是非そこを充実させていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今おっしゃったことは、多分とても生きる上で重要な道德教育ということで、今道德教育という言葉を使うときに結構狭い意味で使われる方もいらっしゃると思うんですけれども、本当に広い意味で大事なことなのかなと思いました。

先ほど、三澤先生が対話する力は大事だとおっしゃっていましたが、そういうところともきっと重なるでしょうし、あるいは先ほど林先生から教育DXというけれども、それは実は功罪両面があるんじゃないかと、そういったものをしっかりと見た上で、いいところを伸ばしていかないといけないということでもありますので、これはこうだと今おっしゃった正に当たり前だと思っていることについても問い掛けをしていく中でよりよいものを求めていくといったようなことがこれからの社会を生きていく上ではきっと大事になってきてというか、そのときの基礎になるのは何かというと、当たり前を疑うということと、それから更には感謝をするという気持ちが大事だということ、そういうお話かと思います。ありがとうございました。

では、堀田委員、お願いいたします。

○堀田委員 総花的といえ言えなくはないですけれども、でもとてもよくまとめられているというのが感想です。もちろん、埼玉県ならではのエッジを利かすといったことができればもっと良いとは思っております。

私の方からは本当に細かな点で気付いた点、気になった点を幾つか述べさせていただきます。

1点は、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーという言葉が出てくるのですが、確かスクールロイヤーという言葉はどこにも登場しなかった気がして、いじめの重大事態のこととか、保護者対応の問題で、スクールロイヤーが力になる、学校の教職員の安心の源になるなというふうに思っていて、埼玉県でも制度はもう既に取り入れられていると思うので、何らかの形でスクールロイヤーという文言が入ってくると良いと思った次第です。

それから、目標Iの施策5、認定こども園の設置促進ということが書かれていて、指標の方は設置数ではなくて、協議会の数が指標になっていたと思います。認定こども園がどうして伸びていかないのだろうというのは常々疑問に思っていて、国の問題と自治体の問題とどうなっているのだろうと思いつつ、認定こども園の動きには注視しているので、どういうふうに設置促進していくお考えなのか、また主な取組のところに記述されていくと思いますけれども、気になったところです。

それから、施策13で、先ほどワーキングの話でも出ていたと思いますけれども、ここの施策13は障害のある子供への支援、指導の充実ということですので、障害があるとか、特別支援教育というところで、インクルーシブ教育というワードが用いられているのですけれども、やはりこのワードがここだけに出てくると、何かインクルーシブ教育システムという障害を持った子供とそうでない子供というふうな認識が定着してしまうので、多様な子供たち一人一人を包摂していくという文脈でどこかにインクルーシブ教育の説明が入ってくると良いと思いました。

それから、施策14のところ、これも気になるという程度の話なのですが、施策の方向性で多様な教育の機会を確保するとありますけれども、何よりも教育の機会はもろんなのですけれども、子供にとっての居場所があるということが子供には大変重要だと思うので、居場所感が持てる場所ということがどこかに記載されると良いというふうに思いました。

あとは、指標の方で、これも気になるという程度の話なのですが、目標VI、自立する力の育成で、施策11とか12に職業体験やインターンシップを実施した高等学校の割合、それから施策12に主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合は示されており、意味があると思うのですが、両方とも高校だけが取り上げられています。自立する力を育成するということは、小中から始まっていることで、小学校、中学校は指標として入ってこないのかと、疑問に思いました。もしかすると、カウントするのが難しいということがあるのかもしれませんが。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

具体的に御指摘をいただきました。事務局の方で記録を取っていただいているようですので、今後御検討いただければというふうに思います。

とりわけインクルーシブ教育については、障害があるかないかという1か0かみたいな話は、ちょっともう今の時代では古くなっていますので、先生おっしゃったように多様性、グラデーションの分かるような表現が必要かと思えますし、居場所という言葉も大変重要なことではないかと受け止めました。ありがとうございました。

それでは、三澤委員、お願いいたします。

○三澤委員 議事の（１）の方で対話の必要性の話をさせていただきましたが、これをより具体的に具体化できるようなものも提案していかないと、現実に実行できないということもありまして、ちょっと具体的なことまで踏み込んでお話をさせていただきます。

まず、主に３ページを中心に話をさせていただきますが、主体的・対話的で深い学び、これはこれからの学びにとっても重要だということは、皆さん誰も異論がないと思います。その中で二つ目の丸かな。答えが一つに定まらない問題に自ら課題を発見しというところがとても重要で、つまりこれは答えが一つに定まらない問題は意外と学校教育の中では少ないわけです。私はこの辺に対して美術館の活用なんかも含めてですね、鑑賞教育の充実を入れていただきたいと思っております。

これは実際に８年前から所沢で実験しているんですが、朝１０分間、朝鑑賞という取組をやっております。担任が絵を見せて、それに対してクラスの子供たち自由に発言する。つまり鑑賞というのは、自分の感じたことを話す、答えがないわけですよ、絵に関しては。それでその多様な意見が出てくる中で変化が起きました。一つは学力向上、これは埼玉県の学調とか、全国学調で新たに数字は出ておりますので分かります。それともう一つは、クラスになじめない子がなじめるようになってきたと。というのは、それまで自分の考え方を言っても友達が相手にしてくれないとか、ちょっと自分が変だとか、そういう子供たちが意外と普通の子供たちと違った見方で作品を鑑賞する、それを発言によってクラスがみんな認めていく、そのような異なることが実は重要であって、異なることが自分の見方や考え方を広げていく、または深めていく、そのきっかけになるという、そういうような事例が出てきました。

つまり、その中で、主に子供たちはメタ認知の向上と自己肯定感の向上が得られております。自己肯定感の向上は坂戸の桜中学校で校内研究で明らかに数字が出ております。

そのような中で、朝読書というのはかなり各学校で行われておりますが、読書というのは自己との対話なんですね。自分自身を深めるのにとっても重要なことだと思います。それを深めたものをどのように他者との関係づくりに生かしていくかという

ところで鑑賞教育も入れていただきたい。その朝鑑賞というのは週1回、朝読書の時間の10分間を鑑賞の時間に振り替えたんですね。

その中で何が起きているかという、まず向上していったのは教師の対話力、ファシリテーション能力の向上です。これが明らかになりました。主体的・対話的で深い学びといっても全ての教科をそれでやっていったら時間が足りないんですよ。主体的・対話的で深い学びはすごく時間が掛かりますから、ですからピンポイントで、今必要だということに教師のファシリテーション能力を生かした対話の実践が必要になってくるということは、教員が日常的に対話の力、つまりファシリテーション能力を身に付けなければいけないということになってきました。そういうことを考えていくと、週1回、10分間の取組ですけれども、このような取組をしていく中で、確実に教師の対話力が向上しておりました。ただし、これはかなり時間が、2年間ぐらい掛かるんですけども、そのような成果が出ております。

これは上尾の小学校ですけれども、小学校1年生の担任の先生からこの間、電話がかかってきて、先生、^{かんもく}緘黙の子が手を挙げましたと驚いていました。つまり、周りで楽しいような議論が、いろんな言いたいこと、楽しいような話が活発になっていく中で、参加したいと思ったんでしょうね。^{かんもく}緘黙の子が手を挙げてきたと、事例が出ています。

また、これ鳩ヶ谷小学校ですが、小学校6年生の担任が社会の資料の見方が全然違ってきた。つまり、絵を見てみんなで言い合うことによって、資料の隅々まで目が届くようになった。同時に意見が鋭くなったという事例が出ております。これは正に学力向上につながっていくということです。

あとは、このような取組を通して、まずは批判的な思考の育成、クリティカル・シンキングの育成が図られている。それといじめ防止やなじめない学校の予防にも対応できる。もう一つは、一番大きいのは教員のファシリテーション能力の育成にかなり効果が出ている。

それと、現在やっているのはヨーロッパの方とオンラインを通じて、ヨーロッパの方の日本語教育の子供たちと同じようなことをやっているんです、絵を見せて意見を言う。それは向こうの教員のグループの中で非常に日本語教育にも効果があると

ということです。一番のポイントは同じものをみんな見ているという事実ですね。同じものをみんな見ているんだけど、みんな感じ方が違う、それがすごく大きな効果を発している。頭の中ではみんな違うと思っけていますけれども、それは思っけていっただけで実際やってみたらみんな同じものを見ているけれども、全然意見が違っくという現状に子供たちは本当に違っくんだというこに気付いていく、そのこは正にメタ認知に反映されるわけです。私は何も分かっていない。同時にそれが所沢の三ヶ島中学校の事例だと、進路指導にも関わってきます。進路決定が非常に早まったという一例がございます。

そのようなことを考えて、これからの先行き不透明な時代も考え、対話力の育成、同時に朝10分間で構わないからそういうような鑑賞という活動を取り入れたら、これから埼玉教育としてすごく大きく発展するんだらうなという考え方を持っけています。

ちなみに、この取組は鳥取県の教育長さんとお話をして、鳥取県で、全県で導入したいという意見ももらっけていますし、長野県でも知事の号令の下で鑑賞教育を進めていこうという、今年そのようなリークがあっけて、実際に東御市という自治体が1校、全ての学校で調査し始めました。

そういうような新たな取組ですけれども、今後の教育においては重要な取組だと思っけていますので、是非鑑賞教育の充実、あとは教員のファシリテーション能力の育成、これを加えていただき、鑑賞教育の充実がひいては埼玉県の芸術教育、芸術科学博物館の利用にも関連するものとして捉えて、是非取り入れてもらいたいと考えています。

以上です。

○荒瀬座長 大変丁寧な御説明をいただきました。

本来教育課程というのは、全てがそういう形に向かわなければならないはずのものだと思っけていますけれども、なかなか向かっていないわけですね。総合的な学習の時間、探究の時間はもとより、教科の学習の基本的に先生が今おっしゃったところに向かわなければならないのに正解主義に陥ってしまっけて、いかに早く正解にたどり着くかばかりを競い合っけてしているというふうなところから脱却しようというのが令和3年度答申になりますけれども、そういう姿勢を具体的に取っく組む一つの方法と

して御紹介いただきました。ありがとうございました。

それでは、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 細かく3点申し上げます。

最初は2章の資料4ページ目、目標Ⅰ、施策3、アの最初の白丸の部分です。この部分をちょっと話す前に、総論の資料15ページの取り組むべき課題のアの白丸三つ目を先に読むと、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、社会人、職業人としての基礎となる知識、技能や地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担うなど、社会の形成に主体的に参画するために資質能力を身に付ける必要がありますというふうに、まず総論に書いています。そのことを考えると2章4ページ目の目標Ⅰ、施策3アの白丸一つ目というのは、書き換えたほうがいいかなと思っています。

伝統と文化がこれだけ多様な社会になってきますと、伝統と文化が人権とバッティング、ぶつかってしまう場合も多々出てきています。そうすると、伝統と文化をまず理解し、検討し、それからクリエイイトの方の創造し、尊重しという順番が本当は必要だと思っています。そこまで並べられるかというところもありますが、でもそこまで書いた方がいいかと思います。

そうすると、その後の我が国と郷土埼玉を愛する態度や他国を尊重しというところも、特に我が国と郷土埼玉を愛する態度のところなんです、このことも総論のことを考えると、むしろ愛される我が国と郷土埼玉を形成しというふうに書き直した方が、愛する態度を育成するというふうにつなげて読んじゃうと、何か愛しなさいというふうに教育してしまう誤解が出てきますので、愛される我が国と郷土埼玉を形成しというふうに書き直した方がいいと思っています。

そうすると、この白丸5個目、それからイとウもそれに合わせて書き換えたらいいと思っています。

次に、2章、資料10ページ目、目標Ⅲ、施策9、健康の保持増進のところのウの主な取組の（イ）妊娠、出産、不妊に関するところなんです、妊娠、出産、不妊という三つの項目が特筆されているというのは、多分性と生殖に関する健康と権利のところから出てきているのだろうなと思いますが、やはり性と生殖に関する健康と権利、リプロダクティブ・ヘルスラ

イツのことを考えると、この3項目は非常に狭いので、もう性と生殖に関する健康と権利に関する知識の普及啓発というふう
に書き直すか、もしくは妊娠、出産、不妊、権利など性に関する知識の普及啓発と教育の推進というふうにするといいかと思
います。

ここを指導でなくて教育にしたのは、1ページ前の子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進、ここで教育と使われ
ているので、同じ教育の方がいいと思いました。

次に、資料3の方ですね。指標候補のところなんですが、6ページ目、目標Ⅱ、豊かな心の育成、施策6のところ、規律あ
る態度の達成状況のところまで定義として県が設定した規律ある態度12項目というものがあるんですが、ちょっとこの12項目を
再度検討する必要があるんじゃないかと考えています。

例えば挨拶のところなんですけれども、自分から進んで元気よく挨拶、返事をさせるというところがあるんですね。この挨
拶というのはそのときの状況、人間関係、健康状態などで非常に変わってきます。何か元気ない挨拶だなというときに、子供
の状況を考えることができるようになってきます。そこで、何か元気よく挨拶、大切ではあるんですけれども、それを指標に
入れる、規律ある態度のところに入れておくということは、やはり検討する必要があると思っています。

以上、3点です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

渡辺先生からも大変具体的なお話をいただきましたので、文章化していただく際にいろいろと御検討いただければと、こう
いうふうに思いました。ありがとうございました。

では、私の方から申し上げたいんですけれども、私1点だけ、大変よくまとめていただいていると思いますが、しかし今日
委員の方々からいろいろございましたので、そういったものも踏まえて成文化していただければと思います。その際、当然の
ことながら広く県民の皆さんに誤解のない理解をしていただくということを考えると、言葉の使い方なんかも大変難しくなっ
てくるんじゃないかなと思うんですが、その辺りも含めてどうでしょうか、全く誰が読んでも、誰が読んでも分からないとい

うのは、それは論外ですけれども、一部の人しか分からないような言葉があって、それでちゃんと言えているんだというのは、やはり行政の姿勢としてはおかしいと思いますので、そういったことも御配慮いただきながらおまとめいただければと思います。

それで、ちょっとここが大変気になるところがありまして、資料の3の8ページ目でございます。目標Ⅳの自立する力の育成ということで、施策11といたしまして、キャリア教育・職業教育の推進ということが書かれています。これキャリア教育・職業教育と並べて書かれているというのは、大変県教委の御見識であるというふうに思っています。これが単にキャリア教育とだけなっていて、職業教育が落ちているとかなると、それはよろしくないと思いますので、ちゃんと二つ書かれているのはいいと思います。

ただ、その指標名が職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合、これ先ほど高等学校だけでいいのかという御指摘がございましたが、職場体験とインターンシップを実施しているとキャリア教育を進めているというふうに誤解が生じる可能性があるのではないかと思います。キャリア教育はどういう定義をするかというのは、これ当然のことながら埼玉県としてまたお考えいただいてもいいのかもしれませんが、多分大学で学ばれた先生方とかあるいは学校で本当にキャリア教育を推進していらっしゃる学校であれば、生徒諸君もキャリア教育というのは社会の中で自分らしく生きていく、その過程を指すのであって、職業に就く、その際の必要な知識とか技能とかあるいは義務とか権利とか、そういったことを学ぶのは、職業教育でそれを含めた大きい概念としてキャリア教育というのがあって、これ在り方、生き方をどう目指していくか、考えていくかという教育ですので、その点についての配慮をした上で、指標を立てる必要があるのではないかなということを思いました。

その1点だけです、私が気になったというのは。

それはそれとしまして、さっきも申しましたように、様々な県民の方が御覧になるものでありますので、その点について県教委の方で最終的に調整をしていただければと思います。

その際、さっきもいろいろな方から御指摘がありましたけれども、私も読んでいる中で、当たり前に使っているわけですけ

れども、例えば確かな学力といいますよね。これからの社会がどう変化していくか分からないということを何度も何度も言いながら、確かな学力と、変化して何がどうなるか分からないというのと確かな学力というのはどういう関連性を持つのかなということを思ったりしますので、そういうところへのお互いを忘れないようにしながら、確かな学力というのはそうなっていくと、三澤先生がおっしゃったように対話する力とかそういったものが本当のところの確かな学力なのかもしれませんし、その辺も含めて今後議論ができるように、そして例えば各学校の中で、この振興基本計画に基づいて研修なんかをやっていくと、様々な考え方が出せてよりよいものがつくっていくというそういう可能性を持った振興基本計画にしていだけるといいのではないかなというふうに思いました。

すみません、だらだらしゃべりました。以上でございます。

そういたしましたら、今まで出ました意見、これもう少し最後の方がいいですか、他の委員の方からも、ワーキングチームに入っていらっしゃらない方の御意見も含めて改めてこれまでお話になったのでももちろん結構ですので、御意見ございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○星野副座長 恐縮ですが、私の方から2点ちょっと述べさせていただきたいと存じます。3点かなすみません。

まず、資料2の13ページでございます。これまでもちょっと話題になっておりましたけれども、ウの主な取組のところの子供の意見表明による主体性の育成のところですが、これから具体的に文章化をされていくということなんですけれども、やはり我が国においては、まずは子供たちが自由に意見を言える環境づくり、それがやはり教育の場では非常に求められているし、そこでやはり必要となるのが教師のファシリテーション力、先ほど三澤先生からも御指摘ございましたけれども、正にうまく子供たちが自由に意見を言えたり、また言った意見が否定されなかったりとか、聞く力とか、そういったものをやはり総合的にファシリテートする力がどうしても求められるというふうに思います。是非その点を言及させていただきたいし、そういう場をつくれなければ、子供たちはどんなにいい意見を持っていても自由に意見表明ができなくて、ここに書かれているような主

体性の育成にはつながっていかないのではないかということで、是非そういった子供たちが自由に意見を言えるような環境づくり、そういった環境が作れる教師の能力、資質そういったことに言及していただきたいというふうに感じました。

それから、2点目として、同じ資料2の18ページなんですけれども、施策17の学校の組織運営の改善のところ、ここでは例えばイの（イ）ですね。地域住民や保護者等の学校運営への参画、これは取組の方ではコミュニティ・スクールとか、地域学校協働活動という形で書かれております。そしてイの（エ）なんですけれども、こちらは教職員の長時間勤務について書かれていて、また働き方改革というウの方では書き方をされているんですが、実はここがですね、この書き方だとなかなかつながってこない。現状と課題の方を見ても、このつながりが見えないんですが、現場を見ますと、実はこれが大きく関わってきていて、例えば行事の設営ですとか、様々なことで地域住民が上手に協力をして、それによって教員の負担がものすごく減っている学校も今増えています。地域との関わりがうまくいっている学校ほど実は地域住民が教員の働き方改革に非常に寄与している、そういった現状をですね、是非見据えた上で、ウの主な取組のところですね。書き込んでいただきたいと思いますというふうに思います。

最後にもう1点、資料3の指標についてなんですけれども、10ページですね。これは第3期計画の施策16の三つ目の指標で教職員の懲戒処分件数、これはもちろん指標としてはいいとは思いますが、ただ残念なのが他の指標が全てポジティブな指標であるのに対して、これのみがネガティブ指標になっています。できれば指標はポジティブな指標が好ましいのではないかと、それを指標というのは先ほど御指摘があったように、あくまでも表層的になりがちなものなんですけれども、やはり数字として出てくるものがどうしても必要であって、それは選定理由の方を見ると、なぜその指標が設定されているのかということもよく分かるんですけれども、同じような指標、中身は同じようなものを示すものであっても、できることならポジティブな指標に変更していただけたらありがたいなという印象を持ちました。

以上3点で、あと実はもう1点あったんですが、先ほど渡辺委員の方から、実は前の会議のときも同じような話の流れだったと思いますが、性教育について全く同意いたしますので、それは私の方からあえて追加は申しませんが、おっしゃる

とおりました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

4点ですかね、おっしゃらなかったんですけども、それで4点御指摘をいただきました。

いかがでしょうか。今オンラインの方聞こえていますか。聞こえていますでしょうか。

戸ヶ崎先生聞こえますか。今どなたも手を挙げていらっしゃらないので。

○戸ヶ崎委員 よろしいですか。

先ほどのお話の中でもありましたが、今後、「主な取組」の説明文が加わるということですので、前回のワーキングの中でもたくさん申し上げた中で、今回残念ながらその中に入っていない内容の中から、特に改めて出していきたい何点かについて申し上げます。

まずは、これまでも何度も申し上げますし、他の委員から出されている意見の繰り返しにもなってしまいますが、今後この計画を見える、使える計画にしていくために、作成した計画の内容を市町村の教育委員会や学校、更に広くいえば当然県民にもどのように波及させていくかということについて考えていく必要があります。しつこいようですが、この計画案の段階で、都市教育長協議会や町村教育長会に対して、改めて両者に投げさせていただいて、それぞれこれから地区ごとに会議がありますので、県内全ての市町村教育委員会教育長が事前に案の段階で、一度は目を通して、できれば一言でもいいので意見を聞く機会を設けていく必要があると思います。これまで以上に埼玉県教育委員会と市町村教育委員会が県内でイコール・パートナーとして、埼玉県の教育の充実に向けてタッグを組み、この計画案の段階から早急に努めていただき、市町村の今後は計画の中にも生かしていくようなものにした方がいいと思います。

あとは具体的な施策の話になりますが、施策14の中で、文部科学省の令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の中で、今後フォーカスしていかなくてはならない点が、大きく三つあると思います。一つ目は、9年

連続であり、その増加率がどんどん高くなっていること、二つ目が、9年前に比べると中学生は約2倍ですが、小学生は約4倍以上になっていること、三つ目は、36.3%が学校内外で何ら相談等を受けていないことです。この辺は恐らく埼玉県も同様の傾向があると思いますので、それを受けての施策や取組を考えていかなくてはいけないと思います。また、国の不登校対策であるCOCOLOプランにおいて、学校を安心して学べる場所にするための取組が様々掲載されていますが、そこに学校の風土と欠席日数に関連があるという記載があります。こういったことをもう少し重く受け止めて、不登校の未然防止の推進において、学校風土に着目するなど、国の研究等も参考にしながら、根本的な原因へのアプローチしていくんだという取組も、今後の中に記載を是非して行ってほしいです。

次に、同じく施策16で、中教審から出されている「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方についての答申で述べられている内容について、今後大事な視点が三つあります。一つ目が、「新たな教師の学びの姿」の実現、二つ目が、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、三つ目が、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保が掲げられています。今回教員の免許更新が廃止されたことを受けて、任命権者である埼玉県教育委員会は、新たに教員育成指標を作成した研修システムや、それに基づく体系的な教員研修計画の策定に入っていると思います。併せて、特別免許状の授与促進なども是非今後の記載の中に入れていってほしいです。

それから、施策17の、これも中教審から出されている「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の記載について、やはり働き方改革など、学校づくりを共にする地域や保護者の理解、つまり社会的な理解がなかなか進んでいませんが、この点は国任せではなく、やはり県教育委員会としても大いに啓発をしていく必要があります。3分類のこともそうですが、どこかにやはり強調して、啓発をしていかないとなかなか進まないと感じました。

それから、施策23について、ここも前回は強調させていただきましたが、スポーツ庁や文化庁が進める昨年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けた、県としての方向性を盛り込むべきだと思います。方向性が見いだせないというのは分かりませんが、この文言そのものが全体を見ても見当たりませんので、県も考えて

いるということを出すべきだと思います。

長くなって恐縮ですが、あとは生涯学習の点だけ申し上げます。まず施策24の中で、学校教育の段階から社会教育や生涯学習の重要性をしっかりと理解してもらい、生涯にわたって学び続ける大切さを伝える仕組みづくりを支援することも、これから非常に大事になってくると思います。また、共生社会の実現ということで考えていくと、障害者と健常者を区別しての支援だけでいいのかという疑問があります。やはりお互いが学べる生涯学習の環境を整えていくことも必要ではないでしょうか。その辺の打ち出しも必要かと思います。

最後に、学校と連携して社会教育施設を拠点とした担い手づくりを支援する、つまり学校が求める人材を育成する講座の開催や、小・中学生が社会教育施設の授業にボランティアとして参加するなど、地域と学校が連携して地域課題を解決するような視点も、生涯学習の方も必要だと思いました。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

教師の新たな学びについても言及していただきましたが、その点につきましては、埼玉県はいろいろとお考えになっていらっしゃるということは、私も仕事の関係で十分承知しております。そういったところで徐々にではありますけれども、全国全てが徐々にでしか何か進まないんですけれども、新たな教師の学びに向けて我々も埼玉県の皆さんと御一緒に考えていきたいと、強く思っているところであります。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

白井委員、お願いいたします。

○白井委員 すごく細かい点なんですけれども、気になったことがありましたので、述べさせていただきたいと思います。

資料2の4ページ、施策の3でちょっと文言的に気になったところがございます。施策の3のアの現状と課題の一番上の白丸なんですけど、日本人という文言が個人的にはとても気になりまして、学校でもなるべく日本人という言葉を使わないように

気を付けているんですけども、近頃は外国の方もたくさんいらっしゃいますので、ここは市民とか、公民とか県民とかそういうふうにしたほうがよいのではないかということを感じました。

それから、指標のところなんですけれども、資料3の先ほどから話題になったキャリア教育のところですね。資料3の8ページですが、キャリア教育の指標のところ、職業、職場体験というところがあったかと思うんですけども、私が初めて勤めた学校でも実は職場体験があったのですが、途中で廃止されました。というのは職場体験が非常に負担でして、行き先をあっせんするのは教員の仕事、近頃は断られてしまうことも結構ありまして、なかなか持続可能ではないよねという判断で廃止されたという経験がございます。現状、公立高校でどれぐらいが職業体験をやっているのか、私は存じ上げませんが、ここに出したところで積極的に職業体験をやろうという学校は、現実問題としてあまりないのではないかというふうに感じています。非常に異議申し立てるような格好になってはしまったんですけども、どうなんだろうというふうに個人的に疑問を持ちましたので、共有させていただきたく思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他にも手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいますので、どんどん御発言いただきたいと思います。

名越委員、お願いいたします。

○名越委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

資料2の施策6がいいか、12がいいか、12の方にしましょうか。子供の意見表明による主体性の育成ということで、先ほども意見が述べられていたように思いますけれども、とても大事なので、発言しやすい雰囲気とか、もちろんつくっていくようなファシリテートする力を先生たちに身に付けていただきたいなということと同時に、意見を表明できるように、いろんな手段が用意されているというか、私もともと発達障害のLDのお子さんとかの研究をメインにしているということもありますけれども、なかなか書いて表せないとか、話して表せないとかあるいは日本語学習中の子供が意見自体考えるのが難しいかもし

れませんので、いろいろな声を上げるということ自体にアクセスできるような、それ自体を保障するようなことも是非やっていただくといいなということ。

あと、ここに意見表明による主体性の育成と書くのであれば、やはり指標のところの子供の意見を酌み取るようなものを含めるべきではないかなというふうに少し前の施策の6とも関係ありますけれども、感じたところではあります。

それから、14ページの施策13の主な取組エのところですね。小・中・高等学校における特別支援教育の体制整備とありますけれども、さすがに小・中学校で整備は進んできていると思いたいところでもありますので、そろそろ体制の充実みたいなことに言い換えるべきではないかなというふうに思います。

通常学級に在籍する障害のある子供への支援の在り方に関する検討会の答申の中でも更なる充実ということが言われていたかと思しますので、そのような文言に替えていただけるといいんじゃないかなと思った次第です。

それから、指標との絡みで、今の特別支援教育と関わるところで9ページですけれども、やはり施策13で障害のある子供への指導、支援の充実の指標がこれだけなのかというのがとても違和感を感じるところで、前回ワーキングのところでも申し上げましたが、これだけの指標で障害のある子供の教育が充実していると言っているのかというところは、非常に疑問があるところですので、御検討いただけたらというふうに思っています。

それから、最後に1点だけですが、これからパブリックコメントなども集めていくんだと思いますけれども、一番意見の欲しい人から意見がもらえないというのが一般的にあると思います。本当に支援の対象となる子供ですとか、困っている御家庭ですとか、困っている先生たちとかというところからどういうふうに意見が集められるのかなというのが難しいところではありますけれども、少なくともいろんな情報提供のときも一つの方法だけではなくて、文章等、それを要約したような概要があり、動画もあって、見るかもしれませんけれども、幾つかでアクセスできるようになっているといいなというところと。

前回子供から意見を集めて非常に参考になりましたけれども、あれもウェブ上のアンケートだったので、それにアクセスできるだけの力のある子供の意見にどうしても偏っただろうなと思いますので、その辺りについてもお忙しい中でいろんなこと

をお願いすると、県のいろんな働き方改革が進まないような気がして、ちょっと気が引けますけれども、御検討いただければと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

たくさん頂戴いたしました。でも大事なことは、是非優先順位を付けてやっていくということが大事かと思imasるので、ありがとうございます。

それでは、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 私の方から二つだけですけれども、3ページの施策2の新しい時代に求められる資質能力の育成の部分ですが、以前にもちょっと申し上げたんですけれども、高校では教科等横断的な学習の充実とともに、探究的な学びということは非常に求められていて、各学校一生懸命やっているところです。今回施策4の指標のところ新たに、探究活動を推進するという言葉が入ったんですけれども、他の部分にあまり探究的な活動というものが入っていないので、どこかに触れていただくのもよろしいんじゃないかなという感想を持っております。

それから、もう一つが21ページの施策20、学習環境の整備充実の部分です。ICT環境の整備、主な取組（ウ）でICT環境の整備と大きくまとめて書いてくださっています。これ予算も掛かるところでなかなかどこからというと難しいと思うんですけれども、県立高校は全ての普通教室にWi-Fi環境も整えていただきましたが、より高度な利用に耐えうる無線LAN環境の構築などが必要だということを成果と課題の目標IVにも書いていただいています。そういったところも含めて少し具体的なものが入っていただけるとありがたいかなというふうに思っております。どうしても予算の掛かることですので、例えば、施策の方向性の（ア）の部分、県立学校施設の機能維持を図るとあるんですけれども、機能維持はもちろん大事なんですけれども、できましたら施策21にもあるような高機能化というような視点やそのところ踏まえていただくとは学校現場の教職員の働き方改革というところを考えると、環境整備の中に人的なものとかが、そういったところも取組のところ

に少し具体化していただけると、非常に学校現場としてはありがたいかなというふうに考えております。

以上、失礼しました。ありがとうございます。

○荒瀬座長 ありがとうございます。今お三方からも具体的なことを含めて御指摘をいただきました。こういったことをまた是非御勘案いただければと思います。

他の委員の方いかがでしょうか。

三澤委員。

○三澤委員 具体的、細かいことですが、資料2の27ページ、障害者の文化芸術活動を支援しますという言葉があるんですが、その言葉はそのままでもいいというか、すごく曖昧な言葉なので、できましたら障害者の芸術表現活動及び文化活動への参加を支援というふうに具体化していただきたいと思います。埼玉県は非常に全国の中でもトップレベルです。他県が追いつけという形で頑張っておりますので、更に加速する意味でも障害者の芸術表現活動及び文化芸術活動への参加という形にさせていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

堀田先生どうぞ。

○堀田委員 目標Iの施策3です。この方向性のところで、我が国の郷土埼玉を愛する態度を養いますというのが実は気になってたんですけども、第3期計画で使っているこの言葉を修正するのは困難だろうと思って、触れるのを控えてしまったんですけども、渡辺委員から先ほどあった御提案はなるほどというふうに思いました。愛される郷土の担い手となっていく力とか、態度とか、そういう言い方でできれば良いと思います。

先ほど白井委員からの御指摘の日本人というところを、市民などの形に直すということについても、とても重要な御指摘だと思いました。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

須藤委員。

○須藤委員 何度か出ているところなんですけれども、目標のIV自立する力の育成なんですけれども、不登校支援という教育支援センターの指導員の人たち、先ほど堀田先生もおっしゃっていたように、要するに学童期から思春期にかけてずっと一貫した教育ということが必要なんだろうということの絡みなんですけど、いわゆる不登校支援が学校に登校させるということだけじゃなくて、社会に通じる力を付けさせるんだというふうに広がったときに、適応指導教室、教育支援センターの指導員が非常に今戸惑っているというか、どういったところで我々はやったらいいんだという相談をちょっと関わっている人に相談を受けるんですね。そういう意味でいうと、かなり中学生以上の人たちを意識したような記述になっているところあるので、そういった人たちに対しての指針にもなるような記述をちょっと考えていただけたらなという感じがします。

そういう意味でいうと、先ほど来、何度か出ている子供の意見表明による主体性の共有辺りをどのように記述していくかという、そんなところを意識していただければいいかなというふうにちょっと思って聞かせていただきました。

それから、偏見、差別、いじめなどの問題がというところのその前の前提として、意見表明と絡むんですけれども、要するに当然、いじめとか差別はいけないんですけれども、その前にお互いの個性を認め合うような個性の違いを認め合うという、そういったところもどこかで言葉として入れていただく必要があるんじゃないかなと。そういうのがあって、それが表明にもつながるし、それが自由に物を言えないとか、同調圧力があって自由に言えないと、いろんなところに影響するので、そういうお互いに個性を認め合うというそういう教育というところも必要なんではないかなという意味で、その辺の文言をどこかに入れていただけると、かなり広範なところに使えるんじゃないかなと思います。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

今のお話は、本当は初めにみたいなのがあって、そういうところで全体に関わるようなところを書いてもらうということでしょうか。

○須藤委員 そう、全体に関わってくると思いますね。

○荒瀬座長 これは具体的にどうされるかは、御検討いただくということで。

他にはいかがでしょうか。

オンラインの方もよろしいですか。

○中沢教育政策課長 オンラインの方は特に手を挙げていません。

○荒瀬座長 そうしましたら、ちょっといろいろと本当にたくさん御意見を頂戴しまして、事務局の方で今の時点でもし何かございましたらお願いいたします。

○中沢教育政策課長 大変に多岐にわたる御意見いただきましてありがとうございます。

たくさんいただきましたので、個々にお答えすることはできませんが、全体を通して書かせていただきまして、既にお示ししている記述の中で工夫していきたいと思います。

また、主な取組の中には実際の計画になる際は、この下に説明文を入れますが、その中で生かすべきこと、また実施段階においてしっかり受け止めてやるべきことも御意見の中にあっただかなというふうに受け止めております。

いただいた御意見を計画に反映すべきものはしっかり反映し、この後、進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

ということでございますので、場合によったらそんなに時間がたっぷりあるわけではないかもしれませんが、言い足りなかったとかですね、また新たにお考えがあったということがございましたら、メール等で事務局の方に御連絡をいただければと思います。

明日までにメールで事務局にお送りいただければと思います。いただいた御意見は議事録に記載をしていただくということで、お願いしたいと思います。

それでは、皆さんよろしいでしょうか。

その他

○荒瀬座長 では、これで2番目の議事まで終わったので、次第には3、その他となっておりますけれども、事務局の方で何かございますでしょうか。

○司会 事務局から御連絡申し上げます。

本日の有識者会議の御意見等を踏まえ、計画原案をまとめて、県民コメントにかけてまいりたいと考えております。計画原案につきましては、有識者会議委員の皆様にもお送りしたいと考えております。以上でございます。

○荒瀬座長 ありがとうございます。

それで、他はもうよろしいですか。他の方は。

では、これもちまして、本日の議事を終了したいと思います。

3回にわたりまして、あまり進行がうまくなくて、御迷惑をかけましたが、御協力どうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○司会 荒瀬座長、ありがとうございました。

次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議について、予定されている会議は本日が最後となりますので、ここで日吉教育長から御挨拶申し上げます。

○日吉教育長 それでは、委員の皆様本当に今日は長時間にわたりましてありがとうございました。

また、途中でオンラインの方の不調によりですね、皆様方には大変御迷惑をおかけしました。この場をお借りしてお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

委員の皆様の任期につきましては、次期計画策定の日までお願いしているところではございますけれども、現在予定させていただいております会議は本日が最後となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議でございますけれども、次期計画を策定するに当たりまして、多方面で御活躍をされておられます委員の皆様方から幅広い意見を反映したいという考えを基に設置したものでございます。

荒瀬座長様、星野副座長様、本当にいろいろと長い間ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、大変御多用の中ですね、お引受けいただきまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

第1回の有識者会議を開催いたしました5月10日でございますけれども、それから本日まで3回の本会議と2回のワーキングの会議を開催させていただいております。第1回の会議では、これからの本県教育の目指すべき姿などにつきまして、第2回では埼玉教育の基本的な考え方や施策の展開などにつきまして、そして本日の本会議では次期計画素案につきまして御議論をいただいたところでございます。

私もいろいろな御意見を皆様からいただきまして、本当に勉強になりました。是非今後のよりよい施策に生かしていきたいというふうに考えております。

結びになりますけれども、今後ともですね、皆様方には、埼玉教育の充実振興のため、御指導いただきますようよろしくお願ひ申し上げますとともに、委員の皆様方の御健勝、またますますの御活躍を御祈念申し上げまして、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会 以上で第3回次期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

閉 会